

行政書士の離婚業務

～離婚相談から合意書の作成、家族法改正まで～

令和7年7月4日（金）

浦和コミュニティセンター

埼玉県行政書士会浦和支部 福本 恵

本日の内容

- ✓ 離婚業務を受ける際の注意点
- ✓ 離婚の基礎知識
- ✓ 合意書の作成
- ✓ 家族法改正の動向

離婚業務を受ける際の注意点

- 離婚に関して双方の合意があるか確認し、行政書士の受任範囲について十分説明する
- 受任後に紛争になってきたら、弁護士を紹介する、調停を勧める等、速やかに次につなげる
- 行政書士はメンタルカウンセラーではない
- DV案件の問い合わせは専門組織に連絡するよう促す

弁護士法 72 条

(非弁護士の法律事務の取扱等の禁止)
弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件(省略)、その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

離婚を考え中の方への対応

■夫婦関係円満調整調停

夫婦関係の回復を前提として調停を申し立てること。相手方の住所地の家裁、または当事者が合意で決めた家裁に申し立てる。途中で取下げることや離婚調停に切り替えることもできる

■離婚届不受理申出

相手方に勝手に離婚届を提出されたくない場合、市区町村役場の戸籍係に提出する。不受理が不要となった時点で届出人から「不受理申出取下書」を提出する

■婚姻費用分担請求

婚姻中は父母の収入や未成熟子の監護教育状況により、一方が他方へ生活費用を支払う義務がある。支払がない場合は速やかに婚姻費用分担請求調停を申し立てる

■合意書(婚姻継続、別居)の作成

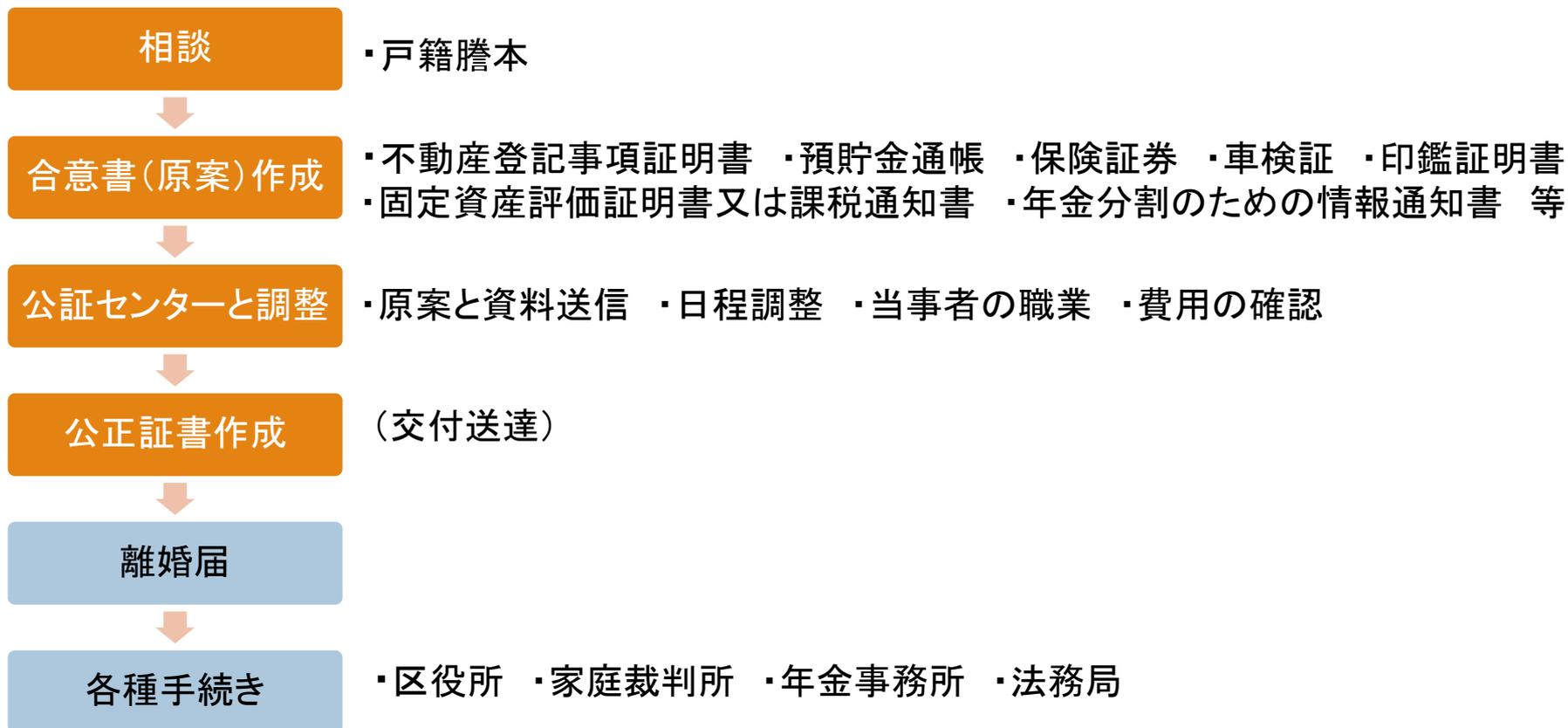
合意事項を明文化しておくことは円満な家庭生活構築のため意義がある

別居後の婚姻費用に関することは公正証書作成可。将来の離婚を予約する契約は無効

法改正により・・・

民法754条 夫婦間の契約の取消権削除→夫婦間契約が有効になる

離婚業務の流れと必要書類



離婚給付等契約公正証書について

- 強制執行認諾約款をつけることで債務名義(強制執行の基本となる権利を表示した文書)を得ることができる。離婚後の金銭給付の約定がある場合は必須。当事者双方が公証役場に出頭している場合は、強制執行に必要な交付送達がその場で行われる
- 裁判手続きと違い履行勧告や履行命令の機能はない
- 内容が養育費、財産分与等財産行為のみの場合は行政書士が代理出頭可。委任状必要
- 手数料は目的価額によって決まる

！ 支払が滞った場合、公正証書を作成した公証役場で執行文付与の申立てをし、債務者の住所地を管轄する地方裁判所に強制執行の申立てをすることになる
法改正により・・・下記の手続きがワンストップ化される(改正後民事執行法167条の17)

財産開示手続

- 裁判所が債務者を呼び出して財産開示させる制度

勤務先情報の取得手続

- 裁判所が市区町村や日本年金機構等の第三者に対して、債務者の勤務先情報を提供するよう命ずることができる制度

給与差押え

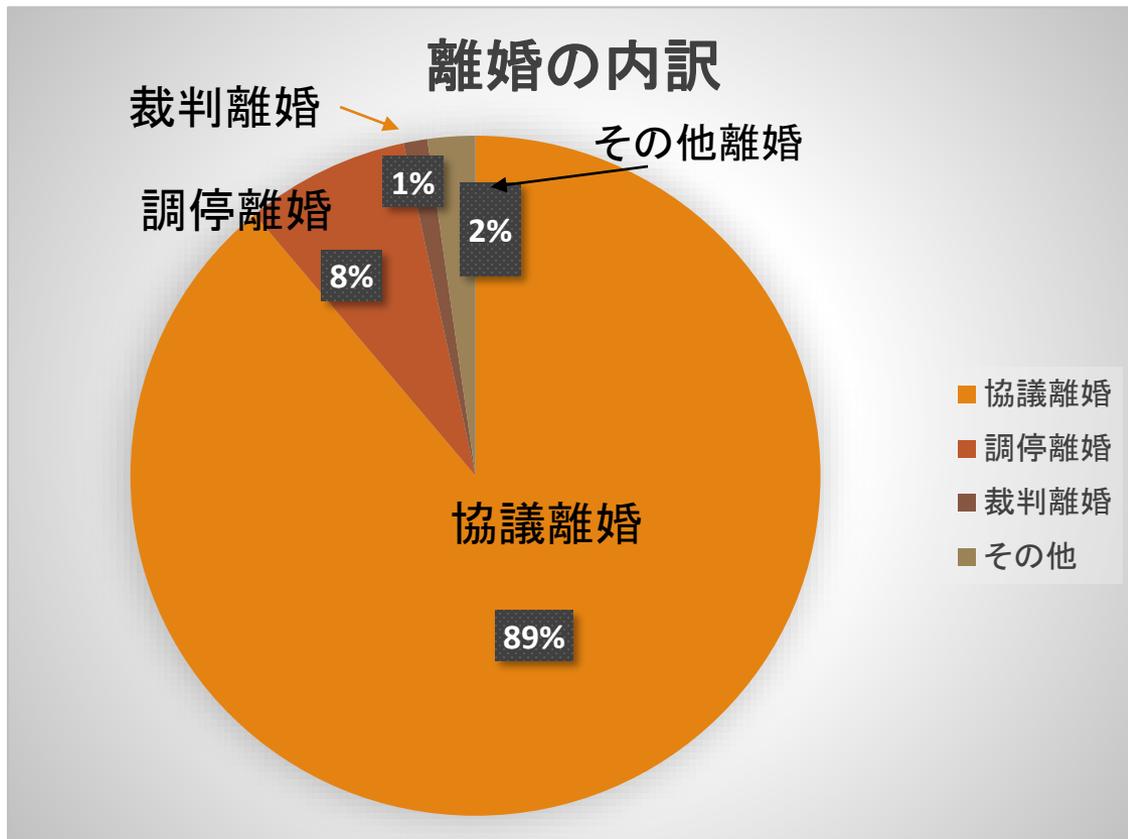
- 債務者の勤務先に、給与の一部支払をしないよう差し押さえ、債権者が直接支払いを受けられるようにする制度

離婚業務の基礎知識

- 離婚
- 親権
- 養育費
- 親子交流(面会交流)
- 財産分与
- 慰謝料
- 年金分割

離婚

ポイント: 約90%は協議離婚



裁判上の離婚原因

- 不貞行為
- 悪意の遺棄
- 3年以上生死不明
- 強度の精神病(削除)
- その他重大な事由

2023年の婚姻数
474,741組
2023年の離婚数
183,814組

※その他離婚
審判離婚
和解離婚
認諾離婚

国立社会保障・人口問題研究所・2023年統計より

離婚と親権

ポイント: 法改正により離婚届の条件が変わる

改正前

協議離婚の場合、父母の一方を親権者と定めなければならない(改正前民法819条)。未成年の子がいる場合の離婚の必須要件であり、親権者を決定しなければ離婚届は受理されない。



改正後

協議離婚の場合、父母の双方又は一方を親権者と定める(改正後民法819条)

協議が調わない場合、未成年の子の親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをすることを条件に、親権者を決めずに離婚届が可能になる(改正後民法765条)。ただし、協議離婚届出後、親権者の指定を求める調停・審判を取下げするには家裁の許可が必要(改正後家事手続法169条の2)

親権: 親が子を監護教育する「**身上監護権**」と子の財産管理をする「**財産管理権**」の権利・義務

法改正により・・・

「親の責務」が明確化され、親権や婚姻関係の有無にかかわらず子供の人格を尊重し、自己と同程度の生活水準を維持するよう養育すること、夫婦間の人格尊重が明確化された(改正後民法817条の12)

共同親権

ポイント: 令和8年5月までに改正法が施行され共同親権が導入される
単独親権、共同親権のいずれかが原則となるものではない

(改正の目的、背景)

- 父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わることが重要であること
- 父母の働き方の変化や育児への関わり方の変化
- 諸外国の中で単独親権の国は少数派

(**裁判所が単独親権としなければならない場合**) 改正後民法819条7項

- ① 父または母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあるとき
- ② 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあるとき
- ③ その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき

養育費

ポイント: 書面に残すことが重要になる!

- 「改定標準算定方式・算定表」が目安となる・・・算定表を使えないパターンは計算式
- 当事者の収入基準は、会社員は源泉徴収票、自営業は確定申告書等
- 終期は子が経済的に自立するまでを目安とし、生育環境や親の学歴、子の意識、等を考慮する
- 公正証書(強制執行認諾約款付)により、支払が滞ったときには、支払期が到来していないものについても強制執行の申し立てをすることができる(民事執行法151条の2)。手取り額の2分の1を上限として差し押さえ可(期限の利益の喪失ではないことに注意)
- 一旦取り決めた養育費について「事情の変更」がある場合は、養育費(増額/減額)調停を申立てる・・・収入の変化、再婚、養子縁組等

法改正により・・・

- 離婚後、養育費の取り決めがされるまでの間の措置として、一定額の養育費の請求ができる「法定養育費」制度が導入される(改正後民法766条の3)。金額は法務省令の定めによる。改正法施行後の離婚から適用。終期は養育費の取り決めがされるまであるいは成人するまでのいずれか早い方
- 養育費については、公正証書、調停調書のような債務名義がなくとも、相当な額について一般先取特権が付与され、債務者の資産や給与の差し押さえが容易になる(改正後民法306条3号、308条の2第1項)。ただし「離婚協議書」等、債権額が具体的に記載された文書が必要(民事執行法181条1項4号、190条2項、193条1項)

親子交流(面会交流)

- 親(別居親)と子との交流について父母が協議して決める
- 決め方に制限はないが子の利益を最も優先して考慮する
- 約束が守られない場合に金銭の支払いを請求する等の間接強制を取り決める場合は、交流する日時又は頻度、交流時間、引渡し方法について具体的に取り決める必要がある
- 別居親と子だけの交流に不安がある、父母間で都度連絡を取りたくない等の場合は、交流支援団体を仲介させて交流をはかる手段もある

法改正により・・・

父母以外の親族と子との交流に関する条文新設(改正後民法766条の2)

「家庭裁判所は、(略)子の利益のため特に必要があると認めるときは、子の監護について必要な事項として、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる」

ただし調停の申立てを父母以外の親族がすることは限定的

財産分与

当事者双方が婚姻中に取得又は維持した共有財産を分割すること

- 原則2分の1ルール
- 特有財産は含まれない
- 清算的要素が大きい。扶養的要素、慰謝料的要素もある
- 分与対象財産の基準日：原則別居開始時
- 財産の評価：原則離婚時。ただし預貯金、保険解約返戻金は別居基準時の残高
- 対象：預貯金、不動産、有価証券、退職金、企業年金、保険解約返戻金、動産 等

不動産の分与(住宅ローンがある場合の注意点)

- 売却してローンを支払った残額を分割
- 所有者(ローン債務者)が取得し住み続けローンを支払い続ける
- 非所有者が住み続ける
 - 銀行との交渉によりローン債務者を変更できるか？
 - 債務者変更せずにローンの支払いを確約できるか？

法改正により・・・

- 財産分与を判断する考慮事情が明文化された(768条3項)
- 請求権の行使期間が離婚時から5年に伸長(改正後民法768条2項)

慰謝料

相手方の不法行為による精神的苦痛に対する損害賠償金

- ✓ 対象: 相手方の有責行為(不貞行為、DV、悪意の遺棄等)
- ✓ 条件: 相手方の有責行為が原因で離婚に至ったこと
- ✓ 請求期限: 離婚から3年
- ✓ 相場: 50万円～300万円
- ✓ 「解決金」名目とすることも多い

！離婚と税金

慰謝料、養育費、(清算的)財産分与いずれも妥当な額の金銭の給付については税金は発生しない

不動産、有価証券、会員権等については、譲渡した側に譲渡所得税、譲渡された側に不動産取得税が発生する場合がある

年金分割

婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割できる制度

(合意分割)

当事者の合意又は裁判手続き(調停、審判)により按分割合を定めることが必要

公正証書を作成する場合は事前に「年金分割のための情報通知書」を取得する

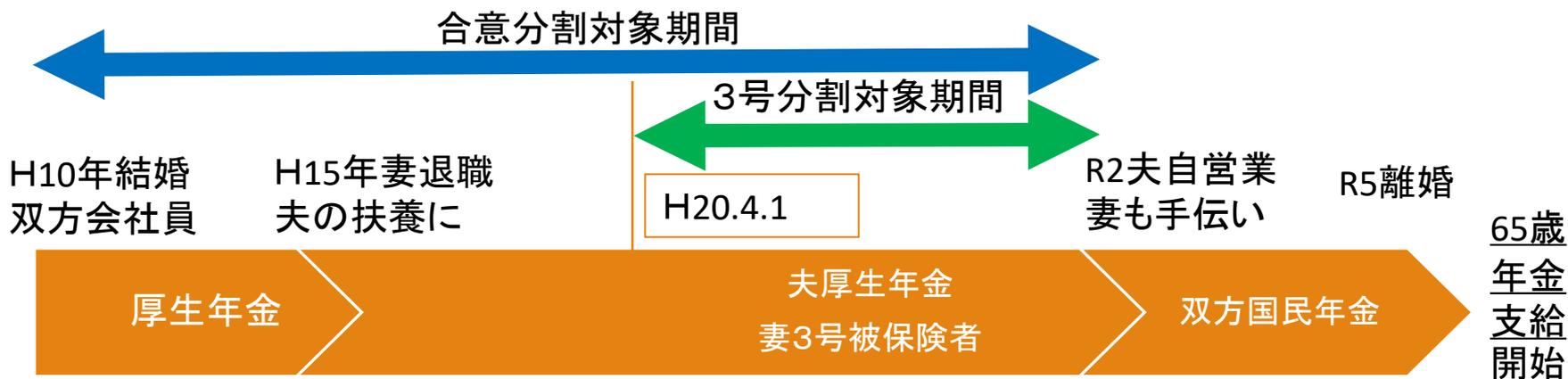
当事者の一方又は双方から年金事務所に請求

(3号分割)

平成20年4月1日以後の婚姻期間中の、第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録を2分の1ずつ分割する制度

国民年金第3号被保険者から年金事務所に請求

※法改正に伴い、請求期限は離婚等をした日の翌日から起算して**原則2年→原則5年**に延長される見込み



合意書の作成

将来の紛争回避と強制執行を視野に具体的に記載する

- ✓ 金銭支払いに関しては、目的(何を)、対象(誰に)、金額(いくら)、期間(いつからいつまで)、支払期限(○日限り)、振込先(どこに)を明記する
- ✓ 親子交流(面会交流)は当事者の意向に沿い記載する
- ✓ 不動産の表示は登記事項証明書とおり正確に記載する
- ✓ 住宅ローンの債務引き受け等についての記載は、当事者間の拘束に過ぎない
- ✓ 慰謝料、財産分与の分割支払いについては、支払が滞った場合の期限の利益に関する記載を忘れないように
- ✓ 清算条項を入れる場合は未解決事項がないか確認
- ✓ 公正証書の場合は強制執行認諾約款をつける

離婚後の手続き

子の氏の変更許可申立

- 離婚後、子は従前の戸籍に残る(親権者は関係ない)。新しい戸籍を作成した親がその戸籍に子を入籍させたい場合、親権者が家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立」をし、許可を得た後、役所に入籍の届出をする。
- 申立人:子(子が15歳未満の場合は親権者が代理する)
- 申立先:子の住所地を管轄する家庭裁判所

年金分割の請求

- 年金事務所で分割請求手続きをする

児童手当等の手続き

- 児童手当:18歳年次までの子と同居している、収入の高い方の親が生計維持者として受給者となる。別居または離婚後、同居親が受給するよう手続必要
- 児童扶養手当:18歳年次までの子(又は20歳未満の障害児)を扶養するひとり親家庭に支給される。所得制限あり

今後の家族法改正

- 共同親権導入
- 親権者変更制度の拡充
- 監護者指定、親権行使者指定、監護の分掌
- 法定養育費導入
- 養育費等請求権への一般先取特権付与
- 養育費等請求権のワンストップ化
- 収入・資産の情報開示命令
- 親子交流・父母以外の親族との交流
- 未成年養子縁組
- 財産分与の請求期間延長
- 夫婦間契約の取消権の規定削除
- 強度の精神病に関する離婚原因の削除

【参考文献】

令和6年家族法改正のキーポイント
/弁護士池田清貴 著

法務省民事局作成のパンフレット



法務省民事局
2024年12月